

## 1. 令和3年第1回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和3年3月8日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第5号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第6号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第7号 郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第8号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第9号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第10号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第11号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第12号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第13号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第14号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第15号 郡上市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第16号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第28号 令和3年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程15 議案第29号 令和3年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程16 議案第30号 令和3年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程17 議案第31号 令和3年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程18 議案第32号 令和3年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程19 議案第33号 令和3年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程20 議案第34号 令和3年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程21 議案第35号 令和3年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程22 議案第36号 令和3年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程23 議案第37号 令和3年度郡上市大和財産区特別会計予算について

- 日程24 議案第38号 令和3年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程25 議案第39号 令和3年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程26 議案第40号 令和3年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程27 議案第41号 令和3年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程28 議案第42号 令和3年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程29 議案第43号 令和3年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程30 議案第44号 令和3年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程31 議案第45号 令和3年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程32 議案第46号 令和3年度郡上市下水道事業会計予算について
- 日程33 議案第47号 令和3年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程34 議案第49号 財産の処分について
- 日程35 議案第50号 市道路線の廃止について

## 2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程35まで

- 日程36 議案第51号 工事請負変更契約の締結について（郡上ケーブルテレビ光化整備センター設備工事）
- 日程37 議案第52号 工事請負変更契約の締結について（郡上ケーブルテレビ光化整備伝送路（1工区）工事）
- 日程38 議案第53号 工事請負変更契約の締結について（郡上ケーブルテレビ光化整備伝送路（2工区）工事）

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一貴
7番	森藤 文男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝彦	10番	山川 直保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌孝
15番	尾村 忠雄	16番	渡辺 友三
17番	清水 敏夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	日置美晴
総務部長	古田年久	市長公室付部長	河合保隆
健康福祉部長	和田美江子	農林水産部長	五味川康浩
商工観光部長	可児俊行	建設部長	小酒井章義
環境水道部長	猪俣浩己	郡上偕楽園長	松井良春
教育次長	佃良之	会計管理者	中山洋
消防長	笹原克仁	郡上市民病院事務局長	藤田重信
国保白鳥病院事務局長	川尻成丈	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大坪一久	議会事務局 議会総務課 課長補佐	松山由佳
議会事務局 議会総務課 係長	三島栄志		

### ◎開議の宣告

○議長（山川直保君） 議員の皆様方には、委員会に引き続き御出席いただきまして、御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午後 1時00分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、13番 田代はつ江君、14番 兼山悌孝君を指名いたします。

---

### ◎議案第5号から議案第50号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（山川直保君） 日程2、議案第5号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程35、議案第50号 市道路線の廃止についてまでの34議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 三島一貴君。

○6番（三島一貴君） 6番 三島です。1点、質問させていただきます。

議案第6号の郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてのお話になりますが、この条例改正は、郡上ケーブルテレビが光化ということで、光整備が終わるとということで始まることですが、光通信で、その中でテレビを視聴することによって、光テレビになることによって、おのずと衛星放送、いわゆるBS放送が受信できるということであろうという条例になっていると把握はしておるんですが、質問のとおり、衛星放送が視聴可能になったことによりってことです。

御存じの方も見えると思いますが、知らない方ももしかしたら見えるかもしれませんのでちょっと説明させていただきますと、今までの郡上ケーブルテレビというのは、いわゆる地上デジタル放送が入ってございました。その中で、BS放送を見たいということになると、別個、今ちょうど条例改正で消えますが、いわゆるセットトップボックスというものをつけて、そこでケーブルテレビからBS放送を入れていただくか、もしくは御自宅にパラボラアンテナを取り付けて、独自にBSの衛星放送を受け取って自分の御自宅で見るという方法が手段でありました。ケーブルテレビ等で地上放送のみ見ている方はNHKの受信料金が地上契約というものになりますが、そこで別途BS放

送をパラボラアンテナ等を立てて見ますと、別に衛星契約というものになりまして値段が高くなるというのが今までの現状でありました。

この仕組みから行きますと、今の話、光通信で光テレビになったことによって、衛星放送がもう自動的に入ってくるという仕組みになりますので、そうするとNHK料金が、今まで見ていなかった人も、地上契約だった人も、おのずと衛星契約になるのではないかという形の話になるんですが、そういったことの対応はどのようになっているのかをまず1点御質問させていただきたいと思えます。

○議長（山川直保君） 6番 三島君の質疑に対して答弁を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 今回の光化整備を実施するに当たりまして、全加入者約9,300人に対しまして、NHK放送の視聴の意思を確認するための調査をさせていただいております。それがこの調査票で、御希望されるかされないかというのを回答いただいております。そのような等々が1点です。

それから、その際には衛星放送となる場合の受信料の変化なども併せまして、それがこの紙なんですけれども、衛星放送を希望されると受信料がどのようになるというようなことも細かくお知らせしまして、加入者の御意思を確認させていただいたところでございます。

この調査に基づきまして、視聴を希望されない加入者には、衛星放送を視聴できない仕様のV—ONUという機器を設置させていただいておりますが、もしその後、衛星放送を視聴したいという申出があれば、いつでもそういった仕様のV—ONUに取り替えることができるようにしております。

また、新規で申し込まれる方については、御本人の意思を確実に確認するため、今般の設置管理条例の改正に合わせまして、申込み用紙において衛星放送の視聴希望の確認ができるように施行規則を改正することとしております。

いずれにしても、しっかりやらせていただいておりますので、指定管理者である株式会社郡上ネットにも確認しましたが、この衛星放送に関わる苦情やトラブルなどは現在まで発生していないというふうに承知しております。

○議長（山川直保君） 6番 三島一貴君。

○6番（三島一貴君） 光テレビになれば必ず衛星放送が入ってくるので、本当であれば自動的に衛星契約になるのが普通だと思っておりましたが、今みたいに契約上で機械を取り付けて衛星放送を見ないという仕組みにすれば、NHK料金が衛星契約にならないということだということで理解いたしましたので、まず1点はいいんですが。

一番心配されるのは、この話を本当に皆さんが分かって——今で言う、トラブルはないと言われ

ていますが、今後また、特にお年寄りの方たちが何も分からずに、言われたとおりに契約して、蓋を開けたらNHK料金が高かったよといったことが一番心配されることだと思っておりますので、その辺のことはしっかり指定管理者とやっていただきまして、契約時にしっかりと説明していただいて、告知していただくことが1つお願いでありますし、もう一個、郡上市の事例ではないんですが、このことについてちょっといろいろと事例を調べておりましたら、よその地域では、今言われるように、ケーブルテレビでは基本的に光通信であったら、今で言う衛星放送が映るという前提でおるところもあるということで、そういったところに、NHKの職員の方たちが回って、いや、あなたのところはケーブルテレビだから、NHKのBS放送映りますから衛星契約になりますよということで契約を切り替えるという事例があるそうです。

なぜかと言いますと、郡上でも今まで地上契約だったんですが、改めてパラボラアンテナを取り付けたことによって、職員の方が町角歩いとって、ああ、パラボラアンテナついているな、あそこはそんなら衛星契約。契約調べたらまだ地上契約だから、あなたのところ、パラボラアンテナつけてBS映りますから、もう衛星契約に切り替えてくださいよという、そういった職員が回っているという話は聞いております。

だから、その辺のことで、今回も同じことで、ケーブルだから衛星放送が入るから、衛星契約に切り替えてくださいよと。でも、実は、今の郡上ケーブルの仕組みでそこはクリアしておったはずなんですけど、知らずに、見れていないのに衛星契約になってしまうということも一番怖いので、その辺りもどうか告知していただいて。こういった話ってなかなか受入れが難しく、市民の方もよく分からずに済んでしまうことがあると思いますが、市のほうも努力していただいて、しっかり告知していただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） NHKでも、訪問員への指導や研修のほうはしっかり行っておられるようですけれども、御心配のことがないように、指定管理者と連携しまして、加入者の皆様への周知に努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第50号までの34議案は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました34議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、3月19日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにし

たいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第50号までの34議案については、3月19日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りします。議案第51号 工事請負変更契約の締結について(郡上ケーブルテレビ光化整備センター設備工事)、議案第52号 工事請負変更契約の締結について(郡上ケーブルテレビ光化整備伝送路(1工区)工事)、議案第53号 工事請負変更契約の締結について(郡上ケーブルテレビ光化整備伝送路(2工区)工事)、以上3議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第53号までの3議案を日程に追加することに決定いたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

---

#### ◎議案第51号から議案第53号までについて(提案説明・採決)

○議長(山川直保君) ただいま日程に追加しました議案第51号 工事請負変更契約の締結について(郡上ケーブルテレビ光化整備センター設備工事)から議案第53号 工事請負変更契約の締結について(郡上ケーブルテレビ光化整備伝送路(2工区)工事)までの3議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長(日置美晴君) それでは、お手元の議案書を御覧いただきたいと思います。

議案第51号 工事請負変更契約の締結について(郡上ケーブルテレビ光化整備センター設備工事)。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出。郡上市長 日置敏明。

1、契約金額。減額1,145万6,640円。変更前2億1,016万8,000円。変更後1億9,871万1,360円。

2、契約の相手方。東京都江東区木場一丁目5番1号、株式会社フジクラエンジニアリング、代表取締役丹正之。

3、工事の場所。郡上市八幡町島谷130番地1ほか。

4、変更の理由。通信機器の減であります。

おめくりいただきますと、資料を添付しておりますが、3月2日に行われました第1回予算特別委員会において説明を申し上げた資料と同じものがございますので、説明は省略させていただきたいと思えます。

次に、議案第52号 工事請負変更契約の締結について（郡上ケーブルテレビ光化整備伝送路（1工区）工事）。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出。郡上市長 日置敏明。

1、契約金額。増額5,244万9,100円。変更前9億1,152万円。変更後9億6,396万9,100円。

2、契約の相手方。郡上市八幡町小野三丁目8番地27、郡上・ノーヒ特定建設工事共同企業体、代表者株式会社郡上電気、代表取締役佐藤敏弘。

3、工事の場所。郡上市八幡町、大和町、美並町、明宝、和良町一円。

4、変更の理由。光ケーブル幹線工事等の増であります。

これもおめくりいただきますと、資料を添付しておりますが、これも3月2日に行われました第1回予算特別委員会において説明を申し上げた資料と同じですので、説明は省略させていただきたいと思えます。

最後に、議案第53号 工事請負変更契約の締結について（郡上ケーブルテレビ光化整備伝送路（2工区）工事）。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出。郡上市長 日置敏明。

1、契約金額。増額1,976万5,900円。変更前8億7,699万2,400円。変更後8億9,675万8,300円。

2、契約の相手方。郡上市白鳥町白鳥1056番地1、サンテック・オゼキ電機特定建設工事共同企業体、代表者サンテック株式会社、代表取締役山口里美。

3、工事の場所。郡上市白鳥町、高鷲町一円。

4、変更の理由。光ケーブル幹線工事等の増であります。

おめくりいただきますと、資料がございますが、これも3月2日に行われました第1回予算特別委員会において説明を申し上げた資料と同じものですので、説明を省略させていただきたいと思えます。

以上3議案につきまして、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑に当たっては、議案番号を述べて質疑をしてください。



質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号から議案第53号の3議案につきましては、会議規則第37条3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第53号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案ごとに討論、採決を行います。

議案第51号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第51号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第52号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第52号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第53号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第53号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山川直保君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。御苦労さまでした。

（午後 1時17分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      山 川 直 保

郡上市議会議員      田 代 はつ江

郡上市議会議員      兼 山 悌 孝

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員